

消費者庁 任期付職員の募集について

消費者庁においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁消費者制度課法規係長）

2 職務内容

消費者庁消費者制度課は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画・立案並びに推進に関することを幅広く所掌事務としており、現在、消費者契約法・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律・公益通報者保護法の円滑な運用に関する取組を行っています。

今回募集する職員は、消費者制度課係長として、消費者制度課の課長補佐級職員を支えながら主として消費者契約法に係る業務を行います。具体的には、同法見直しに向けた検討、有識者・関係団体等へのヒアリング、法解釈等をめぐる問い合わせへの助言、周知啓発資料の改訂、全国各地での説明会・研修会の開催、ウェブサイトの活用等による周知・啓発事業、情報公開請求への対応等の業務です（その他消費者制度課が所掌する法律に係る業務を行う場合があります）。

3 募集人員

1 名

4 募集対象

次のいずれかの学歴・職歴を有すること

ア 消費者問題に関連のある分野（法学、行政学、社会学、心理学、教育学等）において、研究経験（学士以降の期間）と実務経験（研究機関、行政機関、又は企業におけるもの）の合計が 10 年以上あること。このうち 3 年以上は、法務分野における実務経験を有すること。

イ 法曹資格を有し、1 年以上の実務経験を有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員と
なることができない者

・ 成年被後見人又は被保佐人

・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがな

くなるまでの者

- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

5 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6 給与

任期付職員法に基づき支給します。

7 身分

国家公務員

8 雇用期間

2019年3月1日から2020年2月29日までの期間（更新する場合あり）

9 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇 20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10 勤務地

消費者庁消費者制度課（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館）

11 応募書類

（1） 提出書類

ア 履歴書（様式自由、カラー写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※ 「内閣府事務官（消費者庁消費者制度課法規係長）志望」と必ず明記してください。

イ 志望理由（A4横書き 2,000字以内）

ウ 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述した

もの、A4横書き)

※ 研究経験がある方は、上記に加え研究業績(著書・論文等、A4横書き)を添付してください。

※ 英語力(英検、TOEIC等)、法律知識(学位、資格等)、論理的思考力(法科大学院全国統一適性試験、SAT、GRE、GMAT、LSAT等)がある場合尚可。

(2) 提出方法 郵送

※ 応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください(責任破棄)。

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切 2019年1月25日

※ 応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行わせていただきます。

12 選考方法

一次選考 書類審査

二次選考 面接

書類審査(一次選考)の後、面接(二次選考)を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

13 連絡先

(業務内容) 消費者庁消費者制度課

電話 03-3507-9166

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152